

【構成内訳】

全自動秤量散薬分包機	
1.基本要件	
1.1 基本要件	
1	今回導入する自動散薬分包機は、システム本体、その他ネットワークシステム等に係る作業費接続費（必要に応じて）等のシステムで構成されるものである。それらを構成する各システム毎の概要については各項を参照すること。
2	全てのシステムは、現在販売されているもので最新のバージョンを提供すること。 *最新リリース直後のもので稼働安定性に課題がある場合は、十分な開発・フォロー体制をとること。
2.システム本体	
2.1 基本要件	
1	本体のサイズは幅1400mm×奥行900mm×高さ2200mm以内であること。
2	電源はAC100Vを使用し特別な設備を必要としないこと。
3	1枚の円盤に一度に複数種類の同時撒きが可能で、混合分包可能であること。
4	薬品は30カセット以上搭載可能であること。
5	散薬カセットには1カセットあたり500cc以上充填できること。
6	散薬調製にあたっては、散薬の選択・秤量・配分・分包を自動で行えること。
7	処方せんデータの選択方法は、処方箋のバーコードの読み込み、あるいは、画面上選択でも、どちらの設定も選べる。
8	カセット搭載外薬品や粉碎薬品などの分包については、応札後協議すること。
9	一包あたり0.5g未満の薬品などの分包については、総量を増やして分包できる設定があること。
10	1薬品(1カセット)あたり、総量0.5gから払い出しができ、少量分包に対応していること。
11	処方量の多い薬品については同一薬品を複数のカセットに搭載しグループとして紐付けして払い出しができること。
12	分包速度の切替えが可能であること。
13	内部でのコンタミを防ぐための機能を有すること。
14	洗浄機能をそなえ、任意の時点で作動する設定ができること。
15	本体付属のバキューム清掃具等でR円盤等を清掃できること。
16	自動清掃機能を有し、手動による清掃も可能であること。

【構成内訳】

全自動秤量散薬分包機	
17	分包数を1～93包の範囲で設定可能であること。
18	薬品カセットは機械が自動で認識できるよう、RFIDチップ等を搭載すること。
19	分包された薬包紙1包毎に患者ID、患者氏名、処方箋番号、用法名、病棟名、診療科名、コメント、日付（西和暦）、引換券番号、薬品名を印字する機能を有し、検薬印字は、最初のロース袋に処方日又は調剤日・患者ID・患者名・薬品名・用法パターン・日数などを印字する機能を有すること。また、ピクトグラム印字やバーコード・QRコードも印字可能であること。
20	薬包紙印字はフリーサイズフォント、印字レイアウトフリーであること。
2.2 調剤支援機能	
1	内部にカメラを搭載し、秤量・配分の様子を記録できること。
2	充填の際の薬品照合はバーコードリーダーを使用して行えること。バーコードは、GS1コードとする。
3	秤量結果を帳票として出力できること。
2.3 メンテナンス	
1	分包紙の交換が簡単に行えること。
2	印字リボンの交換が簡単に行えること。
3	安定して供給できる分包紙を使用すること。
4	検定済みの天秤またはロードセルを搭載していること。ただし、ロードセルの場合は、分銅を用いて校正できるものであること。
3.周辺機器	
3.1 管理用クライアントPC	
1	管理用クライアントPC1式用意すること。
2	管理用クライアントPCは、作業に対して必要なスペックのものを提案すること。
4.その他ネットワーク等	
4.1 データ連携	
1	払出し対象処方データの受信ができること。データについては、電子カルテシステム（富士通（株）HOPE EGMAIN-GX）または既存の部門システム（トーショー（株）VP-win）から連携を行うこととし、この連携に関わる全ての費用を含むこと。サーバ等を設置する場合においては、当院サーバ室に設置可能とする。
2	既存の部門システム（トーショー（株）VP-win）の解析システム等のバージョンアップが必要な場合は、その費用を含むこと。
4.2 設置等	

【構成内訳】

全自動秤量散薬分包機	
1	設置場所は当院1階薬剤部とする。添付の図面を参照すること。
2	一次側設備・施設建築物・床の補強・電源設備等は当機構が負担する。
3	装置の設置にあたり、一次側設備・施設建築物・床の補強・電源設備等以外の、電源タップ・配線・配管等を必要とする場合は、納入業者の負担で用意すること。
4.3 その他	
1	操作説明書、操作のための動画を納入すること。当機構と協議し必要に応じて作成すること。操作説明書は、書面及びデータで納入すること。
2	操作教育について、十分な回数を設けること。
3	納入から1年間は、無償で保証の対応を行うこと。
4	年間を通じ24時間の故障連絡体制が整備されていること。
5	メンテナンスサービスの拠点を県内に有し、2時間以内に現地で対応可能な者であること。納入機器の修理、部品供給、その他メンテナンス体制について、速やかに対処する体制を有している者であること。
6	リモートメンテナンス体制を有すること。
7	納入にあたっては、納入日時、納入経路等について事前に協議すること。
8	導入に伴い想定外の事項が起こった場合には、その都度協議を行うこと。